

## ② 国・地方の役割分担



### 具体的な検討課題

#### ○ 国、地方公共団体の役割分担についてどう考えるか。

(注)

被災者支援施策に関する国と地方の役割については、災害対策基本法等の規定に加え、各個別施策に係る根拠法に規定されている。

- ・被災者生活再建支援法 …… 都道府県の事務(自治事務)
- ・災害救助法 …… // (法定受託事務)
- ・災害公営住宅への入居等 …… // (自治事務)

特に、被災者生活再建支援における国と地方公共団体の役割分担や費用負担のあり方についてどう考えるか。

## 現 状

- 住宅に著しい被害を受けた被災者への支援については、これまで、災害対策基本法及びそれに基づく防災基本計画、地方自治法、被災者生活再建支援法等を踏まえ、以下の対応を実施している。
  - (1) 一定規模以上の大規模災害については被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が、全都道府県の相互扶助と国の補助により、支援金を支給する
  - (2) 被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の災害については、各都道府県・市町村が支援措置を講じる  
(被災者生活再建支援法適用災害と同一災害による被災世帯を有する道府県が、支援法の適用対象とならない世帯に対する支援の1/2は特別交付税の対象となる。)
- 竜巻被害を受け、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直しを求める要望が出されているが、昨年や今年の竜巻被害の状況にかんがみると、同法の適用対象とならない地域に係る支援金相当額は数百万円から数千万円である。
  - ※ 埼玉県松伏町 ⇒ 全壊1世帯(300万円×1世帯=300万円)
  - 千葉県野田市 ⇒ 全壊1世帯(300万円×1世帯=300万円)
  - 栃木県真岡市 ⇒ 全壊5世帯(300万円×5世帯=1,500万円)
  - 栃木県益子町 ⇒ 全壊7世帯(300万円×7世帯=2,100万円)
- ※ 埼玉県の財政規模は「1兆6,800億円」、千葉県は「1兆4,800億円」、栃木県は「7,700億円」。  
なお、人口が最も少ない鳥取県の財政規模は「3,300億円」 (いずれも平成25年度予算)

○ 一方、東日本大震災では、東日本広域での甚大な住宅被害の発生を踏まえ、「国の補助率を80%」とする特例措置を実施中。

※（平成23年度補正予算で、合計「3,520億円」措置）

○ これまで、多くの都道府県が、防災基本計画や、被災者生活再建支援法の適用対象とならない地域への支援措置を実施してきており、こうした措置を実施する都道府県の数も年々増加。

※ 自然災害一般を対象とし、支援措置を実施している都道府県 25

特定の自然災害を対象とし、支援措置を実施している都道府県 16

都道府県全額負担の制度数 21、都道府県と市町村で負担する制度数 20

（参考資料2「都道府県の被災者生活再建支援制度」を参照。1県で複数制度を持つ県がある。）

栃木県は、本年3月に「栃木県被災者生活再建支援金」制度を、また、千葉県は、本年9月に「平成25年9月2日竜巻被害に係る千葉県被災者生活再建支援金」制度を創設。ほかにも、本年度には、岩手県、新潟県、滋賀県、京都府等で支援措置を創設。なお、埼玉県においても支援措置について検討中。

【注】 諸外国では、被災者支援の仕組みは各国で異なるものの、保険加入を前提としているもの、あるいは大規模災害に限定しているところが多い。資料4-15参照